

日本ドーピング防止規律パネル決定

競技者氏名： 今村 優香
競技種目： バレーボール

2014-001 事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 26 年 7 月 23 日
日本ドーピング防止規律パネル
委員長 浅見 俊雄

浅見俊雄



2014-001 事件 聴聞パネル決定

ドーピング防止規程（以下、「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される 2014-001 事件の聴聞パネルは、平成 26 年 7 月 5 日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のように決定する。

平成 26 年 7 月 23 日

早川 吉尚 早川吉尚

浅見 俊雄 浅見俊雄

村山 正博 村山正博

記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（関東大学バレーボール 2014 年度春季リーグ戦（対東海大学及び対嘉悦大学）における競技成績を含むがこれに限らない。）はいずれも失効し、かつ上記期間において獲得されたメダル、得点、及び賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.4 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 26 年 6 月 16 日から 3 ヶ月間の資格停止とする。

[理 由]

- ・ 平成 26 年 5 月 14 日に実施された競技会外検査において競技者から検出された物質カンレノンは、2014 年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S5 利尿薬および他の隠蔽薬」において禁止物質とされており、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は B 検体についての分析を要求せず、また、聴聞会において、かかる検出結果及びそこに至る手続過程に関して争わなかった。
 - ・ 今回検出されたカンレノンは、「禁止物質」にあたるものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、JADA、競技者本人、所属するチームの監督の証言、及び、競技者本人からの陳述書、医師の処方薬・施術証明書、カルテ、医師からの処方薬中の禁止物質を含む薬剤の含有量に関する説明書、同薬剤に関する説明書、禁止物質の検出に関する独自の検証結果に関する JADA の文書等によれば、本件においては以下の各事実が認められる。
 - (1) 今回検出されたカンレノンは、医師が処方した皮膚病の治療のための塗り薬（以下「本件塗り薬」という。）を、競技者が使用したことに起因するものである可能性が高いと合理的に推定される。その意味において、本規程 10.4 項における「自己の体内に特定物資」が侵入した経路については、証明できたといえる。
 - (2) また、本件塗り薬の使用は、もっぱら皮膚病の治療のためになされており、「競技力の向上又は競技力を向上させる物質の使用の隠蔽を目的」とするものではないことも、提出された証拠その他により、証明できたといえる。
- 以上より、本規程 10.4 項の特定物質の利用に関する資格停止期間の取消し又は短縮の対象となるが、競技者はこれまでもドーピングに関する研修を受けていたにもかかわらず、受診の際には自らがドーピング検査の対象となり得る者であることの意識を欠いており、自らがドーピング検査の対象となり得る競技者であることを医師に告げることがなく、その結果、本件塗り薬が処方され、しかも、その含有成分を意識することなく使用するなど、競技者に一定の過失の存在を認めざるを得ない。
- ・ 以上、及び、今回の違反が 1 回目の違反であることを勘案すると、本規程 10.4 項の定めに基づき、1 回目の違反として 3 ヶ月の資格停止とするのが相当であると判断される。
 - ・ 本件では、競技者は、平成 26 年 6 月 16 日の通知以来本決定に至るまで、本規程 7.6.1 項に基づく暫定的資格停止に服している（かかる暫定的資格停止に関しては平成 26 年 7 月 5 日に暫定聴聞会が開催されている）。したがって、本規程 10.4 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 26 年 6 月 16 日より 3 ヶ月間の資格停止とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上